

ハローワーク通信

【 秋号（第4号） 令和6年10月発行 】

今月号の内容（Contents）

- ★ 雇用保険の電子申請について
- ★ 雇用失業情勢
- ★ 雇用保険被保険者期間算定方法について
- ★ 最低賃金がアップしました

平塚公共職業安定所

〒254-0041

平塚市浅間町 10-22

平塚地方合同庁舎



雇用保険の電子申請について（事業主の皆さまへ）

平塚公共職業安定所
雇用保険適用課

平素から、事業所の皆様におかれましては、当所の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、雇用保険の資格取得、喪失等のお手続きは、ハローワーク窓口、郵送による申請、電子申請（インターネットを利用した手続き）が可能となっておりますが、当所管内におきましても、年々電子申請の割合が増加しております。

電子申請をご利用いただきますと、24時間、365日、いつでも申請が可能です。また、窓口での提出のように待ち時間がありません。さらに、来所する手間も、郵送費用もかからず、個人情報を持ち運ぶ必要が無いことから、情報管理の安全性も高まります。

ハローワークの窓口での届出・申請につきましては、電子申請分の処理業務、事業所担当者様への事務指導、事業所訪問等を集中的に行うため、16時までとさせていただきます。未導入の事業所の皆様におかれましては、いつでも申請可能な電子申請の活用をご検討ください。

また、神奈川労働局電子申請事務センターにおいて、新規導入を検討されている事業主の皆様を対象とした「雇用保険電子申請説明会」を、主に横浜市内において開催しております。この説明会では「e-Gov」について、PCの初期設定の仕方等々、様々な説明をさせていただきます。終了後には個別相談もできます。参加費用も無料ですので、お気軽にご参加ください。

ハローワーク平塚 TEL0463-24-8609

ホームページ随時更新中！是非ご覧ください

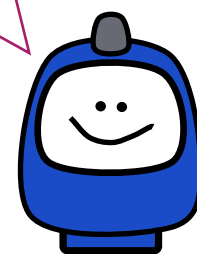


8月の有効求人倍率

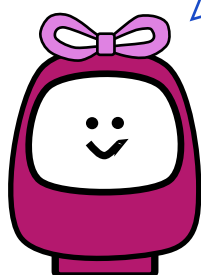
フルタイム

職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
管理的職業	8	12	0.67倍
専門的・技術的職業	515	517	1.00倍
事務従事者	206	819	0.25倍
販売従事者	159	179	0.89倍
サービス職業従事者	473	239	1.98倍
保安職業従事者	53	33	1.61倍
農林漁業従事者	2	23	0.09倍
生産工程従事者	256	316	0.81倍
輸送・機械運転従事者	146	145	1.01倍
建設・採掘従事者	310	45	6.89倍
運搬・清掃・包装等従事者	95	348	0.27倍

求職者1人に対して何人の求人があるのかを示しているのが有効求人倍率です。8月に平塚職安で有効だった求人数とその職種を希望していた求職者数ともなっています。



有効求人倍率も職種ごとでさまざまです。求人募集の参考にしてください。



パートタイム

職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
管理的職業	0	6	0.00倍
専門的・技術的職業	371	244	1.52倍
事務従事者	126	510	0.25倍
販売従事者	54	86	0.63倍
サービス職業従事者	581	239	2.43倍
保安職業従事者	51	23	2.22倍
農林漁業従事者	4	13	0.31倍
生産工程従事者	37	105	0.35倍
輸送・機械運転従事者	83	45	1.84倍
建設・採掘従事者	37	14	2.64倍
運搬・清掃・包装等従事者	180	425	0.42倍

近隣のハローワークでの有効求人倍率

	小田原		松田		藤沢		神奈川県	
	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム
管理的職業	0.62倍	0.00倍	0.67倍	0.00倍	0.16倍	0.00倍	0.25倍	0.00倍
専門的・技術的職業	1.11倍	1.10倍	1.17倍	1.17倍	1.05倍	1.05倍	1.29倍	1.27倍
事務従事者	0.34倍	0.35倍	0.20倍	0.30倍	0.22倍	0.22倍	0.24倍	0.30倍
販売従事者	1.30倍	1.45倍	0.91倍	0.52倍	0.63倍	0.46倍	1.27倍	0.79倍
サービス職業従事者	2.31倍	3.14倍	2.08倍	2.04倍	1.52倍	2.15倍	2.05倍	3.31倍
保安職業従事者	1.09倍	5.14倍	2.67倍	4.46倍	0.28倍	2.25倍	5.02倍	8.71倍
農林漁業従事者	1.33倍	0.17倍	0.44倍	0.29倍	0.76倍	0.57倍	0.74倍	0.42倍
生産工程従事者	0.90倍	1.02倍	1.21倍	1.37倍	1.35倍	0.56倍	1.35倍	0.89倍
輸送・機械運転従事者	1.84倍	2.18倍	0.54倍	0.69倍	1.70倍	3.00倍	2.11倍	2.42倍
建設・採掘従事者	2.64倍	0.50倍	5.90倍	2.00倍	5.31倍	0.71倍	5.67倍	1.68倍
運搬・清掃・包装等従事者	0.38倍	0.62倍	0.38倍	0.52倍	0.69倍	0.40倍	0.69倍	0.71倍

事業主や被保険者・離職者の皆さまへ

失業等給付の受給資格を得るために必要な 「被保険者期間」の算定方法が変わります

～ 対象者：離職日が令和2年8月1日以降の方～

失業等給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上（特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上）あることが必要です。

この「被保険者期間」の算入方法が改正される令和2年8月1日以降は、以下のように変わります。

改正前

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算。

しかし、週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。

改正後

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月**を1か月として計算。

事業主の皆さまへ

今回の改正を踏まえ、離職日が令和2年8月1日以降の方に関する「離職証明書」を作成する際は、「⑨欄」と「⑩欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「⑪欄」に記載してください。

必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

神奈川県 最低賃金

令和6年

10月1日から

時間額

1,162 円

前年比

50円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

最低賃金に関する
お問い合わせは
神奈川県労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



神奈川県労働局

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給まで の流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R6.9)